主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、違憲(一一条、三一条)をいうが、右は原審で主張判断を経 ていない事項に関するものであつて、適法な抗告理由にあたらない。

よつて、少年審判規則五三条一項、五四条、五〇条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四六年九月六日

最高裁判所第二小法廷

_		朝	上	村	裁判長裁判官
郎	太	幸	Ш	色	裁判官
男		昌	原	岡	裁判官
雄		信	Ш	<u>/</u>]\	裁判官